

市民意見募集手続の結果について

1 計画等の案の名称 上田市新型インフルエンザ等対策行動計画(案)

2 募集期間 令和7年12月22日(月曜日)から令和8年1月23日(金曜日)まで

3 実施結果

(1)件 数 2件(1人)

(2)提出方法

持参	郵便	電子メール	ファクシミリ	計
0件(0人)	0件(0人)	2件(1人)	0件(0人)	2件(1人)

4 意見に対する市の考え方

No.	意見区分	意見の概要(要旨)	市の考え方
1	第3編 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組	計画改定の考え方について、県の行動計画にはサーベイランスが新設されているのに対し、上田市の改定後の計画にサーベイランス・情報収集の項目が削除されているのは何故か。	「サーベイランス」とは、感染症法第12条や第14条の規定に基づき届けられた情報等を集計・還元するものとされています。感染症の発生動向の把握などのサーベイランス・情報収集は都道府県(保健所)役割です。今回の行動計画では国、県、市の役割分担を明確にすることも改定の主旨の一つであることから、市の計画から削除しました。
2	第4章 ワクチン 第1節 準備期	計画は国、県、市町村の流れで策定するものだと思うが、国が決めた通りに策定するではなく、ワクチン接種に関する状況をきちんと把握し、正しく評価することが重要である。上田市が独立した行政主体としてワクチンによる住民の健康被害に対して、責任を負う旨を明記すること。	ワクチン接種については、予防接種法の規定により市に接種義務が課されています。また、使用するワクチンについても国によりその有効性と安全性に関する厳格な評価が行われたうえで決定されています。このような制度の基では、市が独自にワクチン接種を評価する仕組みを構築することは困難であります。また予防接種の健康被害の救済については、予防接種法に基づき適切に実施してまいります。

※類似の意見はまとめて回答しているため、提出件数と一致しない場合があります。